

○深浦町資格取得支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月26日告示第28号

改正

令和3年3月29日告示第43号

令和4年3月23日告示第73号

令和4年6月3日告示第138号

令和5年10月5日告示第85号

深浦町資格取得支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 就労者の能力向上の推進並びに求職者及びパート・アルバイト労働者等の就業又は就業環境の改善による地元定着を図るため、仕事や就職に役立つ資格又は免許を取得した者に対して、予算の範囲内において深浦町資格取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、深浦町補助金等の交付に関する規則（平成17年深浦町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労者 給与又は収入のために現に働いている者
- (2) 求職者 公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者
- (3) 資格等 仕事や就職に役立つ資格又は免許であって、別表に掲げるものその他町長が特に認めるものをいう。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付き自転車免許を除くものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該

当する者とする。ただし、他の類似の補助金等（教育訓練給付金等を除く。）の交付を受けた者については、補助金の交付対象外とする。

2 就労者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 深浦町内に住所を有する満65歳未満の者。ただし、公務員は除く。（未成年の場合は、保護者も町内に住所を有すること。）

（2） 資格等の取得に必要とする経費を既に支払った者

（3） 町税等を完納している者（未成年の場合は、保護者が町税等を完納していること。）

（4） 同一世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（5） 過去3年度内に本事業による補助金の交付を受けていない者又は交付を受け、その補助金が10万円に満たなかった者

3 求職者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1） 深浦町に住所を有する満75歳未満の者（未成年者の場合は、保護者も町内に住所を有すること。）で、今後も引き続き町内に居住する意思のある者

（2） 資格等の取得に必要とする経費を既に支払った者

（3） 町税等を完納している者（未成年者の場合は、保護者が町税等を完納していること。）

（4） 同一世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（5） 過去3年度内に本事業による補助金の交付を受けていない者又は交付を受け、その補助金が10万円に満たなかった者

4 その他町長が特に認めた者

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、この要綱の施行日以降に取得した資格等に要した経費で、次に掲げる経費とする。

(1) 講習会等の受講料（教材費等を含む。）

(2) 受験料

(3) 資格等の登録料

（補助金の額）

第5条 町長は、第3条に規定する対象者が取得した資格に要した前条に規定する対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は10万円のいずれか少ない額とする。ただし、過去3年度内に本事業の補助金の交付を受けた対象者が補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、過去3年度内に交付を受けた補助金の額を10万円から減じた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（資格等を取得した者が未成年者の場合は保護者。以下「申請者」という。）は、資格取得日から起算して1年以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証等本人確認ができるものの写し

(2) 資格取得等経費が分かる書類の写し

(3) 資格取得等が証明できる書類の写し

(4) 就労者にあっては、事業所で働いていることが証明できるものの写し

(5) 求職者にあっては、ハローワークカードの写し

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書をもって、当該補助金に係る実績報告書とみなすものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとす

る。

2 前項の補助金交付（不交付）決定通知書をもって、交付の額の確定通知とみなすものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の請求をしようとするときは、補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1） 補助金交付の条件に違反したとき。

（2） 虚偽の申請及び不正手段により補助金を受けたとき。

（その他）

第10条 この告示に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

国家資格等

税理士	弁理士	司法書士	行政書士
不動産鑑定士	宅地建物取引士	土地家屋調査士	建築士
製菓衛生師	クリーニング師	調理師	大型自動車免許
大型特殊自動車免	大型特殊自動車二	大型自動車二種免	中型自動車二種免

許	種免許	許	許
普通自動車二種免許	牽引免許	牽引二種免許	自動車運送業運行管理者
精神保健福祉士	社会福祉士	介護福祉士	栄養士・管理栄養士
介護支援専門員	介護福祉士実務者養成研修	介護職員初任者研修	社会福祉主事
救急救命士	登録販売者	中小企業診断士	社会保険労務士
土地区画整理士	労働安全コンサルタント	労働衛生コンサルタント	旅行業務取扱管理者
管理業務主任者	警備員指導教育責任者	貸金業務取扱主任者	キャリアコンサルタント
計量士	公害防止管理者	建築物環境衛生管理技術者	浄化槽技術管理者
浄化槽設備士	浄化槽管理士	浄化槽清掃技術者	臭気判定士
空気環境測定実施者	通訳案内士	測量士・測量士補	発破技士
土木施工管理技士	建築施工管理技士	造園施工管理技士	建設機械施工技士
車両系建設機械技能者	ショベルローター運転技能者	フォークリフト運転技能者	クレーン・デリック運転士

移動式クレーン運転士	小型移動式クレーン運転士	床上操作式クレーン運転技能者	玉掛け作業者
菅工事施工管理技士	建築設備士	建設設備検査資格者	特定建築物調査員資格者
昇降機等検査員	消防設備士	消防設備点検資格者	衛生管理者
作業環境測定士	林業架線作業主任者	砂利採取業務主任者	碎石業務管理者
碎石掘削作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	コンクリート造の工作物解体等作業主任者
コンクリート破碎器作業主任者	型枠支保工の組立等作業主任者	足場の組立等作業主任者	建築物等の鉄骨組立等作業主任者
木造建築物の組立等作業主任者	ガス溶接作業主任者	危険物取扱者	第一種圧力容器取扱作業主任者
ボイラー技士	ボイラー設備士	ボイラー溶接士	小規模ボイラー取扱者
ガス主任技術者	高圧ガス製造保安責任者	高圧ガス販売主任者	液化石油ガス設備士
高圧室内作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者	エックス線作業主任者	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

火薬類取扱保安責任者	火薬類製造保安責任者	自動車整備士	有機溶剤作業主任者
給水装置工事俊技術者	石綿作業主任者	鉛作業主任者	高所作業車運転技能講習
木材加工用機械作業主任者	乾燥設備作業主任者	ずい道等の掘削統作業主任者	ずい道等の覆工作業主任者
プレス機械作業主任者	はい作業主任者	警備業務検定	ガス溶接技能者
ガス消費機器設置工事監督者	鋼橋架設等作業主任者	コンクリート橋架設等作業主任者	毒物劇物取扱責任者
機械警備業務管理者	貯水槽清掃作業監督者	清掃作業監督者	ダクト清掃作業監督者
排水管清掃作業監督者	防除作業監督者	統括管理者	空調給排水管理監督者
防火対象物点検資格者	防災管理点検資格者	アーク溶接作業者	解体工事施工技士
技術士・技術士補	エネルギー管理士	電気工事施工管理技士	電気工事士
電気通信主任技術者	電気主任技術者	工事担任者	電気取扱者

電気通信工事施工 管理技士	給水装置工事主任 技術者	無線従事者	情報処理技術者
中型自動車第一種 運転免許（限定解 除含む）			

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

深浦町長様

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

深浦町資格取得支援事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）

深浦町資格取得支援事業費補助金の交付を受けたいので、深浦町資格取得支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実に相違ないことを誓約します。また、当該記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げ、既に交付された補助金があれば、その全部又は一部を返還することを誓約します。

記

1 補助金申請額 _____ 円

2 資格内容等

取得資格等	名称			
	取得年月日	年 月 日		
取得の目的				
講習会等受講期間	年 月 日		年 月 日	
対象経費	受講料 ①	円	補助金の額 $(①+②+③)/2$ ※1円未満の 端数切り捨て	円
	受験料 ②	円		
	登録料 ③	円		

3 添付書類（添付したものに□に✓）

- 本人確認ができるものの写し（運転免許証等）
- 資格取得等経費が分かる書類の写し
- 資格取得等が証明できる書類の写し
- 事業所で働いていることが証明できるものの写し（就労者の場合）
- ハローワークカードの写し（求職者の場合）
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

文書番号
年月日

申請者 住所
氏名 様

深浦町長 印

深浦町資格取得支援事業費補助金交付（不交付）決定通知書（兼確定通知書）

年月日付けで申請のあった深浦町資格取得支援事業費補助金については、
次のとおり交付（不交付）することに決定したので通知します。

記

1 決定の内容 交付

不交付
(不交付とした理由)

2 補助金交付決定額 円

3 補助の条件

- (1) 深浦町補助金等に関する規則及び深浦町資格取得支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 本補助金の目的に沿い、就業環境の改善及び地元定着に務めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の事項に違反した場合、その他の要因により深浦町資格取得支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金の全部又は一部について、速やかに返還すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

深浦町長様

住 所
氏 名

印

深浦町資格取得支援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった深浦町資格取得支援事業費補助金について、深浦町資格取得支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名・店名	
預金種類	普通・当座
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	